

「町の防災組織」 活動費補助金について

「町の防災組織」活動費補助金とは

1) 事業概要

自治会町内会等により組織されている
「町の防災組織」が行う自主防災活動に対する補助制度

2) 交付対象事業

防災訓練、備蓄食料購入、防災パトロールなど
防災活動の一環として行う事業

※判断に迷う場合は区役所総務課へお問合せください。

※感染症対策として、マスク・消毒用アルコール・手袋等を
備蓄品として購入する費用も対象となります。

「町の防災組織」活動費補助金とは

3) 交付する補助金額

「広報よこはま」配布部数
または × 160円
自治会等の加入世帯数

注意！

当補助金は翌年度への
持ち越しはできません！

提出していただく書類

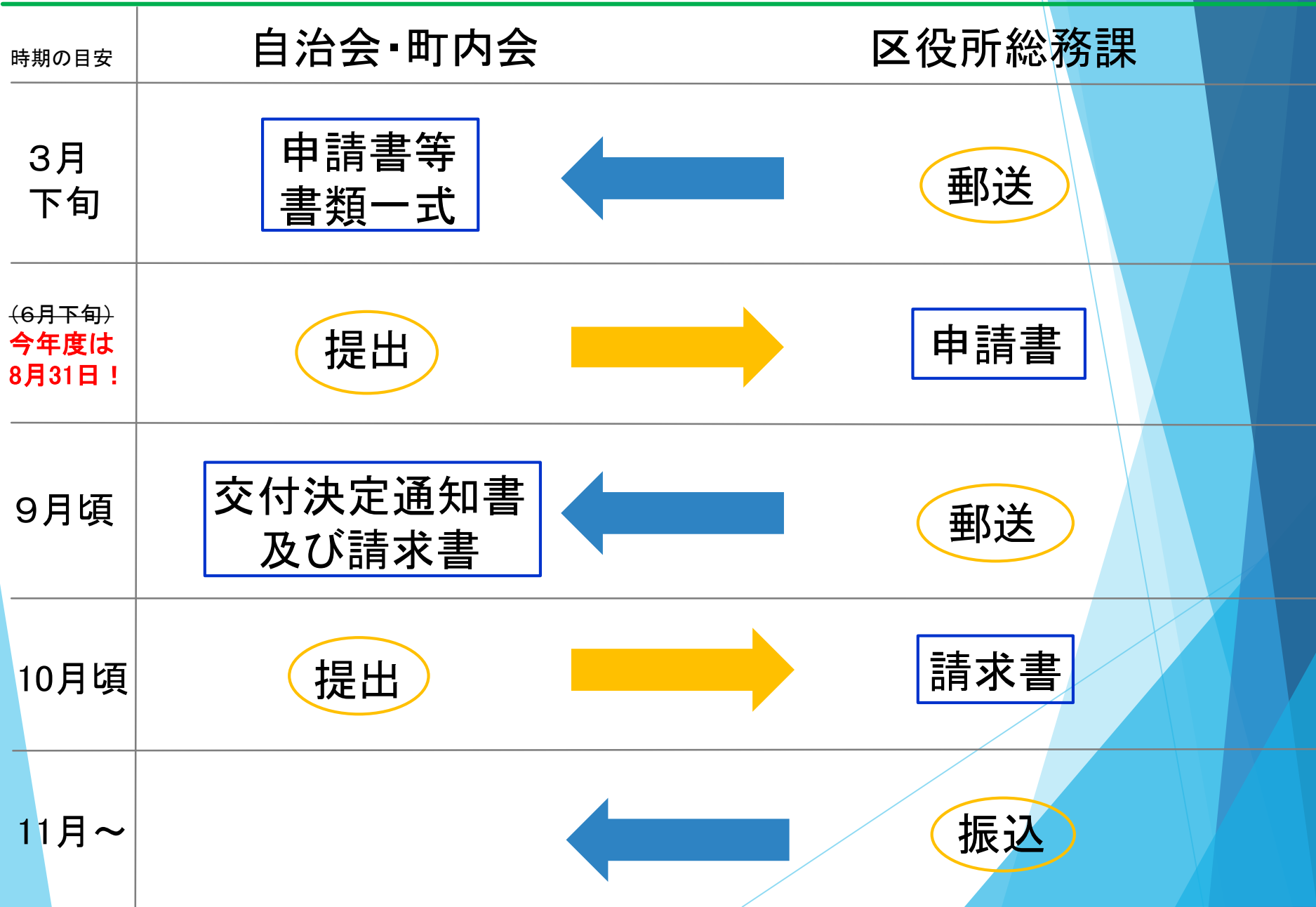
補助金申請書

と

前年度実績報告書

申請編

手続きの流れ



昨年度からの変更点

- ▶ ・（変更あり）申請書及び報告書への代表者印の捺印が不要
- ▶ ・（変更なし）請求書には必ず代表者印の捺印が必要

申請書作成時に間違いやすい点

- 1) **日付や年度**が正しく記されているか確認する

2) **申請金額**に計算間違いはないか確認する

※申請世帯数 × 160円

申請書作成時に間違いやすい点

3) **支出額合計**に計算間違いはないか確認する

- 4) 訂正をする場合、**代表者印**
で訂正印を押す
※団体の印は不可

申請書作成時に間違えやすい点

5) 総会等で事業計画書及び
収支予算書の承認を得る

※チェック欄が小さいので注意!

請求書作成時に間違えやすい点

- 1) 申請書に記入した方と
同じ代表者名にする

2) 交付決定通知書に記載された
金額と同じ額を請求する

3) 口座情報を正しく記入する

※口座名義人の間違いが多いです

よくある口座名義人の間違い

- ・会長と代表
- ・自治会と町内会
- ・役職名が必要な場合と不要な場合
- ・「ヶ」と「ケ」

4) 請求金額欄の 訂正は**できません**！

※金額を誤って記載した場合は
「青葉区連合自治会長会」のホームページ
から様式をダウンロードしてご使用ください。

報告編

手続きの流れ

	自治会・町内会		区役所総務課
3月下旬	報告書等書類一式	←	郵送
6月下旬	提出	→	報告書
9月頃	金額確定通知書	←	郵送

報告書作成時に間違えやすい点

- 1) **日付や年度**が正しく記されているか
確認する
- 2) **支出額合計**に計算間違いはないか
確認する
- 3) 訂正をする場合、**代表者印**で訂正印を
捺す ※団体の印は不可
- 4) 総会等で事業報告書及び収支決算書の
承認を得る

※チェック欄が小さいので注意！

5) **前年度交付金額**を確認する

- 6) 1件10万円を超える支出には
領収書等の写しを添付する

返還金について

前年度使用されなかった交付金については返還していただくことになります。

手続きについては、金額確定通知書の送付とともにご連絡します。

総務課防災担当メールアドレス

ao-bosai@city.yokohama.jp